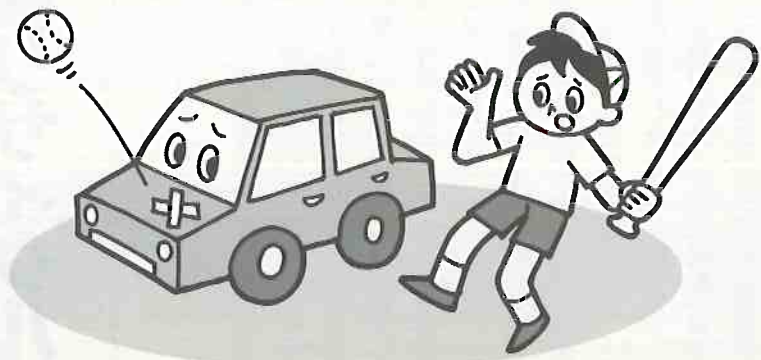


子供の起こした事故、誰が責任を負うか。



相談者 (Aさん)

私の子供が野球のリトルリーグに入っているのですが、広場で練習中、私の子供の打ったボールが駐車中の車に当たって、ボンネットが傷ついてしまいました。車の持ち主は親の私(A)に弁償金支払の要求をしています。私に支払義務はあるのでしょうか。

弁護士 人が他人に損害を与えた場合、それが故意によるときは勿論、過失による場合であつても賠償義務を負うのが原則です(民法709条)。

しかし、未成年者の場合「その行為の責任を弁償するに足るべき能力」が無いような場合は賠償義務は無いとされています(民法712条)。これを「責任能力」と言いますが、簡単に言えば責任能力とは「自分の行為が違法な行為として問題となりそうなものであることを判断できる能力」のことを言います。

そして、現実に違法な行為として問題になる、ということを通常識識できるだけの能力があれば責任能力があるとされています。

従つて、この様な責任能力が備わる年齢を一律に決めることは困難です。裁判例や学説では大体小学校を修了する12歳くらいが基準とされていますが、11歳11カ月の店員に責任能力を認めた裁判例もあります。

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第1回

子供の起こした事故、誰が責任を負うか。

あなたの子供さんは何歳ですか?

Aさん 小学校6年生ですから、11歳になっていると思います。

弁護士 そうすると、子供さんに責任能力が

Aさん 具体的にどんな例がありますか?

弁護士 前にも述べましたが、11歳11カ月の店員が自転車で商品を運ぶ途中、人と衝突して怪我をさせた場合、責任能力があると使用者の責任を認めています。一方12歳7カ月の少年が空気銃で人を失明させた場合責任能力を否定しています。形式的に見て前記二つの裁判例を比較すると、おかしいと思うかもしれません。しかし、前記の裁判は何れも被害者から少年に対して賠償請求をしたのではなく少年の利用者や親権者に対して監督義務者としての責任を追及したものです。

つまり加害者本人の少年に責任が認められても少年に資産が無いのが普通ですから結果的に被害弁償を受けることはできません。そこで裁判所は、加害者である少年に責任能力を否定することによって親の責任を認め、加害者の請求を認めたものと考えられます。又11歳11カ月の店員の場合は少年の責任を認めることによって使用者の責任を肯定したもので結果として裁判では被害者の請求が認められているのです。

Aさん そうすると、私に賠償責任があるかどうかは広場の状況を含めかなり微妙な問題だということは良く判りました。ところで駐車していた人にも責任は無いものでしょうか?
弁護士 有り得ると思います。まず、広場が

あるかどうかちよつと微妙ですね。野球練習についての裁判例では中学1年12歳の子供さんがバットの素振りをしている時、近づいてきた幼児に気がつかず怪我をさせたという事案について賠償責任を認めています。

しかし、本件の場合、打ったボールが駐車中の車に当たつたということですから、バットの素振りによる事故よりは子供さんの責任は広場の広さとか、駐車場の位置とか等を勘案してより慎重に判断されることになるでしょう。
Aさん 子供に責任が有る場合と無い場合とで親の私の責任はどうなるのでしょうか?

弁護士 親が責任を負うのは、前に述べた責任能力が子供に無いときです。

従つて、反対に子供さんに責任能力が有ると判断されれば親が責任を負うことは原則としてありません。

Aさん そうすると私に責任がない場合もあるのですか?

弁護士 そうです。しかし子供さんに責任能力があるときでも親は常に、責任を負わないというわけでもありません。裁判例では親の監督不十分の場合は親の責任を認めています。そして、監督の義務を怠らなかつたことの立証責任は監督義務者にあるとしていますから、裁判上親の責任が認められる可能性は十分あります。

どんな広場か。野球の練習が出来るような広場か。普段から野球の練習に使用されているかどうか。指導する人や親などが居たのかどうか。設備がどうなっているのか。駐車場があるのか。広場は公共の広場か。個人の空地か等々あります。それによつて、広場の維持・管理の仕方が問題になることもあります。公共の広場であれば広場の使用規則・基準との関連もあるでしょう。さらに駐車していた車は、駐車場に止めてあつたのか。野球の練習をしていたのを知つて止めていたのか。路上に止めていたのか等々により車側の過失が認められる可能性は十分あると思います。従つて、今までご説明したことを参考にして、被害者の方とよく話し合つてみられるのが良いと思います。

Aさん 色々とも有難うございました。



阿部 長
(あべ ひさし)
宮城県町村会顧問弁護士

◎PROFILE
1932年生まれ
1965年 弁護士登録